

第1回 東大和市学校給食センター運営委員会 専門部会 資料

1. 東大和市の考え方

「東大和市学校給食基本計画」

「技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」

「東大和市学校給食基本計画」に掲載されている事項

- (1) 東大和市第四次基本計画（抜粋） p 4
- (2) 東大和市第4次行政改革大綱（抜粋） p 5
- (3) 東大和市学校給食センターの現状 p 8
- (4) 運営方式 p 27
- (5) 「学校給食業務の運営の合理化について」（文部省通知） p 34

2. 東大和市学校給食センターの現状

- (1) 調理師 有資格者

平成25年4月現在

	調理員数（正規）	調理師有資格者数	割合
第一センター	8人	4人	50%
第二センター	9人	3人	33%
合計	17人	7人	41%

- (2) 現センター職員勤務時間・長期休業期間の扱い

正規職員調理員 8:00~16:45（給食調理期間）（7時間45分）

8:30~17:15（長期休業期間）（7時間45分）

再雇用調理員 8:30~15:30（6時間）週5日 時給1270円

※再雇用職員は、事務・調理員等の区別はなく時給も同額である。

臨時職員調理員 午前 8:00~12:00（4時間）

午後 13:00~16:30（3時間30分）

一日 8:00~16:30（7時間30分）

いずれも週5日 時給980円

臨時職員配膳員 原則として1日3時間（11:00~14:00 昼休みなし）。

（別棟のある2校のみ3時間30分）

週5日 時給870円

※臨時職員調理員及び配膳員の雇用期間は、8月25日~2月24日/2月25日~7月24日とし、夏休み期間の7月25日~8月24日までを離職期間としている。また冬休み・春休み期間等給食調理のない日は原則として勤務なしとしている。雇い

止めは行っていない。

※臨時職員は雇用開始6か月以降から有給休暇を取得することができる（10日間）。

次の雇用期間に有給休暇を持ち越すことはできない。すなわち2/25～7/24までの間に10日間取得し、8/25～2/24までは無給休暇となる。

※配膳員が休暇を取得した場合は有給・無給にかかわらず、臨時職員調理員が応援に入っている。

(3) 長期休業期間中に正規職員調理員が行っている業務：

調理機器の点検・清掃・簡易な修繕、配膳台等の簡易な修繕、食器・食缶の煮沸・漂白・磨き、調理場内各室の点検・整備、食缶類の学年クラスの書き換え、施設内外の点検・維持管理（草むしり、枝おろし、簡易な修繕）、研修、給食費徴収業務補佐

(4) 技能労務職員の業務

給食調理、道路補修、公園の遊具等の営繕、学校の営繕

以前配置していた業務：

学校用務員、ごみ収集、運転業務（庁用バス、福祉施設バス等）、庁舎宿直、電話交換、タイピング、ヘルパー（福祉）、施設管理（老人福祉センターなど）、給食調理（保育園・みのり福祉園。やまとあけぼの学園はみのり福祉園から給食配送）

(5) 現学校給食センター業務における民間委託状況

①施設管理関連

機械警備・排水処理施設維持管理・ボイラー関係（維持管理・保守点検・ばい煙測定・ストレージタンク整備定期検査及び満水保管）・自家用電気工作物保安業務・消防設備保守点検・屋内害虫駆除・排出水分析・便所清掃・排水処理施設汚泥収集運搬・排水処理施設汚泥処理業務

②衛生管理・廃棄物処理関連

細菌検査・臨時職員健康診断・生ごみ収集運搬・リサイクル処理・空缶、ペットボトル、ビン収集運搬処理・事業系一般廃棄物収集運搬処理・有害ごみ収集運搬処理

③その他

給食配送業務・学校給食献立システム保守・食材等安全検査・食材等安全検査（放射能対策分）

3. 他自治体の状況

(1) 全国公立学校における学校給食業務の外部委託状況 (単位：%)

業 務	H18	H19	H20	H22	東大和市
調理業務	21.3	22.7	25.5	31.1	直営
運搬	39.2	38.4	39.8	40.7	委託
物資購入管理	9.9	8.8	8.4	8.5	直営
食器洗浄	20.7	22.4	25.2	29.3	直営
ボイラー管理	16.6	17.8	18.4	19.6	委託

(文部科学省「学校給食実施状況調査」より。H20以降隔年調査となる。
H23以降は結果未公表)

(2) 全国公立小・中学校における学校給食調理員配置状況 (単位：%)

自校式

	H18	H19	H20	H21	H22
常勤職員	68.5	68.0	66.5	65.4	63.6
非常勤職員	31.5	32.0	33.5	34.6	36.4

共同調理場

	H18	H19	H20	H21	H22
常勤職員	61.5	59.8	58.0	56.0	55.3
非常勤職員	38.5	40.2	42.0	44.0	44.7

(文部科学省「学校給食実施状況調査」より。H23以降は結果未公表)

(3) 東京都内公立学校における調理業務の外部委託状況

小学校	直営校		委託校	
	校数	割合	校数	割合
区部	166	19.6	680	80.4
市部	335	78.0	94	22.0
合計	501	39.3	774	60.7

1275 校中 774 校委託

中学校	直営校		委託校	
	校数	割合	校数	割合
区部	37	9.6	347	90.4
市部	74	34.8	138	65.1
合計	111	18.6	485	81.4

596 校中 485 校委託

（「東京都における学校給食の実態」より。平成 24 年 5 月 1 日現在。
自校式・給食センターを合わせたもの）

うち給食センター方式

小平市 中学全 8 校（S57～）開設当時より委託

武蔵野市 2センター（小学全 12 校、中学全 6 校）とも財団へ委託（H22.4～）

武蔵村山市 2センター中、1センター（中学全 5 校）を民設民営（H22.4～）。

公立の旧センターは廃止。

この調査後、民間委託を導入した給食センター方式自治体

立川市（2センターを1センターに統合。PFI方式。小学 12 校、H25.4～）

多摩市（2センター中、1センターを委託。小学 9 校、中学 4 校、H25.9～）

（H25.4～派遣、H25.9～委託）

4. 雇用形態の違い

- （1）市正規職員 地方公務員法に基づき試験制度により採用された職員。
- （2）市臨時職員 地方公務員法及び東大和市臨時職員の雇用等に関する要綱に基づき採用された職員。
- （3）業務委託（請負） 請け負った事業者が注文主から独立してスタッフに対する業務指示や労務管理を行う。
- （4）派遣 派遣先の社員から直接指示（指揮命令）を受けて派遣先のために労働に従事する。給食調理（食品製造業）は労働派遣法で認められた職種ではなかったが、平成 16 年 3 月の改正において、**製造業への派遣も認められること**となった。製造業は派遣法施行令で定められた専門 26 業務には含まれないため、派遣期間は原則 1 年で、一定の要件（派遣先事業所の労働者の意見聴取を行う等）を満たすと最長 3 年と制限されている。→**3 年を超えると直接雇用の申込義務（その人を直接雇用する）が発生する**
- （5）指定管理者制度 地方自治法改正（平成 15 年）により、「公の施設」の管理について、従来の地方団体の出資法人等に限定して管理を委託する制度から、出資法人依頼の民間事業者を含む地方公共団体が指定するもの（指定管理者）が管理を行う制度に転換。ただし、給食センターは住民の利用に供することが目的でないため、「公の施設」には該当せず、指定管理者制度の対象外となる。
- （6）PFI 方式（東大和市学校給食基本計画 p 19）
- （7）民設民営方式（東大和市学校給食基本計画 p 20）